

# UBC情報

発行： 2020年7月1日

No. 241

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

令和2年分所得税の予定納税が必要な方には、税務署から「予定納税額の通知書」が送られます。納付期限は、7月31日(金)です。また、廃業などで予定納税額よりも少なくなると見込まれる場合の減額申請は、7月15日(水)までに申請書を税務署に提出する必要がありますのでお忘れなく！

### トピックス

## 【宇部市】新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険料の減免について

宇部市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、次の基準に該当する場合は、申請により保険料の免除または一部を減額しています。

### ★対象世帯

#### 1 新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡し又は重篤な傷病※を負った世帯

※1か月以上の治療を要すると認められるなど、新型コロナウイルス感染症の症状が著しく重い場合をいう。

#### 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入減少が見込まれ、次の①～③の全てに該当する世帯。

- ① 令和2年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
- ② 前年の所得の合計額が1000万円以下であること。
- ③ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得(雑所得、配当所得、譲渡所得等を含む)の合計額が400万円以下であること。

◎宇部市では世帯主の収入減少により、減免等申請を受付しています。この他、国民年金保険料の免除等申請も可能です。(免除承認の所得基準は国民健康保険とは異なります。)

《お問い合わせ窓口 宇部市市役所 健康福祉部 保険年金課 国民健康保険係》

- 1に該当の方 → 全額免除  
2に該当の方 → 対象保険料額×減免割合

2は上記計算式により、それぞれ減免の割合が異なります。  
〔詳しい計算方法は宇部市のホームページに掲載されています〕



### 新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免について(近隣地域では)

山陽小野田市	世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯を対象(申請受付中)
下関市	// //
山口市	// (7月中旬を目途に準備中)
防府市	減免申請なし(令和2年6月20日現在)

## ◆国会で4月以降に成立した主な改正等は

閉会した第201回国会で、4月以降に成立した主な改正法等は次のとおりです（コロナ関連を除く）。

◎年金制度改正法……\*短時間労働者を被用者保険（厚生年金、健康保険）の適用対象とする事業所の規模要件（現行500人超）を段階的に引下げ、令和4年10月に100人超、令和6年10月に50人超とする、\*60～64歳の在職老齢年金制度について、支給停止となる基準額を47万円（現行28万円）に上げる、\*年金の受給開始時期を60～75歳（現行60～70歳）の間で選択可能とする、\*確定拠出年金の加入可能年齢引上げなど。

◎中小企業成長促進法（経営承継円滑化法などの改正）……中小企業が事業承継時に保証債務を借り換える場合や、他の事業者から事業用資産等を取得して事業承継（第三者承継）する場合に、経営者保証を不要とする信用保証制度を創設するなど。

◎道路交通法の改正……\*本年6月30日から、あおり運転を取り締まる「妨害運転罪」を創設し、通行妨害目的で車間距離不保持や急な進路変更、急ブレーキなどをした場合は懲役3年以下又は罰金50万円以下とし、著しい危険（高速道路での停車等）を生じさせた場合は懲役5年以下又は罰金100万円以下とする、\*一定の違反歴がある75歳以上は、運転免許証更新時に運転技能検査を義務付けるなど。

◎著作権法等の改正……\*違法にアップロードされた著作物へのリンク情報を集約したリーチサイト等の運営や、リンクを提供する行為を規制し罰則を科す、\*違法ダウンロード（違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする行為）の対象を著作物全般に拡大するなど。



～編集後記～

振り返れば2020年も折返しです！コロナウイルスでこの半年、世界中が大荒れとなりましたね。新しい生活様式を取り入れながら、暑い夏を楽しく、快適に、上手に過ごしていきましょう♪

## ◆住民税の決定通知書で控除額等を確認

個人住民税は、前年の1月～12月までの所得等を基に計算された税額を、その翌年の6月から納付することになります。

昨年中にふるさと納税を行い、確定申告又はワンストップ特例制度を適用した方は、令和2年度の住民税が減額される形で控除されますので、住民税決定通知書に記載された市町村民税（特別区民税）と道府県民税（都民税）の税額控除額を確認しましょう。

なお、新型コロナの影響により所得税の確定申告等の期限が延長されたため、申告内容が住民税額に反映されていない場合があります。その場合は後日、税額の変更通知が送付されます。

## ◆今月10日施行、自筆証書遺言書保管制度～法務局で自筆証書遺言書の保管が可能に～

民法の相続に関するルールを大幅に見直した相続法の改正は、①自筆証書遺言の方式緩和（平成31年1月13日施行）、②預貯金の払戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度など（令和元年7月1日施行）、③配偶者居住権の創設など（令和2年4月1日施行）と段階的に施行されています。

また、相続法の改正とともに成立した遺言書保管法が令和2年7月10日から施行となり、法務局において自筆証書遺言書を保管する制度が開始されます。

自筆証書遺言は現状、自宅で保管するケースが多いことから、紛失や亡失、相続人による遺言書の廃棄、隠匿、改ざんのおそれがあるなどの問題がありますが、法務局に自筆証書遺言を預けることが可能になり、保管された遺言書は家庭裁判所の「検認」が不要となります。

発行元 (株)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717 FAX：0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 241

発行： 2020年  
7月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL： 0836-33-6717

FAX： 0836-33-6753

Mail： info@ubc-net.com

URL： http://ubc-net.com

所属： (一財)総合福祉研究会

(一社)全国地域医業研究会

トピックス

## 地域共生社会に向けた制度改革が進みます ～地域共生社会の実現のための社会福祉法等の 一部を改正する法律」が成立～

◆「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」のことです。その実現に向けて複数の法律改正を行うための「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が6月5日に成立しました。今回はこの法律の概要について急ぎお知らせします。

この法律は全8条及び附則から構成されています。第1条は「重層的支援体制整備事業」の創設に関する改正です。これについては裏面で説明します。また第2条は「社会福祉連携推進法人制度」の創設に関する改正です。こちらについても、裏面で説明します。

第3条から第5条は主に「市町村介護保険事業計画」に掲載する事項の追加です。①介護事業従事者等の確保及び業務効率化の取組、②認知症施策として教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項、③高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況、が追加されました。

第6条は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」と言います。)の業務として医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供事業を追加、第7条は、支払基金と国民健康保険団体連合会の「連結情報提供業務」実施のための改正です。

介護福祉士になるには大学や専門学校等で学ぶ「養成校ルート」と現場経験後国家試験を受ける「実務経験ルート」とがりましたが、一定の教育課程を修了した後で国家試験を受ける工程に一元化され、2022年までの経過期間が設けられました。第8条はそれをさらに5年延長するというものです。(総合福祉研究会)



## 第1条

### 重層的支援体制整備事業について ～地域共生社会に向けた市町村事業の創設～

◆少子高齢化や人口減少、核家族化の進行、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の脆弱化等の社会構造の変化により、国民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化してきています。そうした中で、制度・分野の枠や「支える側・支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会を創っていく「地域共生社会」の実現が求められています。その実現のための事業として、今回の法律で社会福祉法第106条の4以下に市町村事業として「重層的支援体制整備事業」が規定されました。

事業の内容は他の法律に規定された事業が並べられていますが、要は以下の3つの支援を内容とする新たな事業と考えられます。

- ①断らない相談支援…本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援
- ②参加支援…本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援
- ③地域づくりに向けた支援…地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

◆市町村は、事業を行う場合は、支援関係機関相互間の連携を図り、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定します(努力規定)。「支援会議」の設置もできます。もっとも、法律に書かれているのですから設置することが求められるのでしょう。実施に要する費用は市町村の支弁ですが、国と県から交付金の交付があります。(総合福祉研究会)

## 第2条

### 社会福祉連携推進法人について ～地域生活課題や福祉サービス提供課題の解決へ～

◆「社会福祉連携推進法人(以下「連携法人」と言います。)」については昨年4月の「社会福祉法人の事業展開等に関する検討会」の開始以降、その議論の推移や条文案の内容について、今回の法律の成立により、社会福祉法に規定されることとなりました。その概要をご説明します。

連携法人の法人格は一般社団法人であり、連携法人となるためには所轄庁の認定が必要です。また社会福祉法人が複数社員となる必要があります。

業務の内容は、①地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援、②災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を共同して確保するための支援、③社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援、④資金の貸付けその他の社員(社会福祉法人のみ)が社会福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として厚生労働省令で定めるもの、⑤社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修、⑥社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給、となっています。なお連携法人自身は社会福祉事業を行うことができません。

社会福祉事業を経営する社員は、その提供する福祉サービスに係る業務を行うに当たっては、所属する連携法人の社員である旨を明示しなくてはなりません。

今改正法でも政令や省令に委ねられた部分が多いのでそれらを待たないと詳細は分かりませんが、地域福祉の推進に役立つことを期待します。(総合福祉研究会)